

《研究ノート》

明治10年代の岡山県における

土地移動の地域的狀況

神 立 春 樹

1. 本稿の課題
2. 土地移動の郡別狀況
3. 土地移動期の地域的状況

1. 本稿の課題

明治14年(1881年)からのいわゆる松方デフレ期は、わが国における地主的土地所有關係を急速かつ広汎にうち出していった時期であるが、この時期における地主的土地所有の急速かつ広汎な展開をもたらしたことの条件として、明治初年代からの一連の土地法令の制定と実施があることはいうまでもない。いまこの点について従来の研究にもとづいて概観すると、⁽¹⁾それらの土地法令として、明治6年の地租改正法に先立つ明治5年の田畑永代売買解禁、同年の地券交付、明治6年の地所質入書入規則等をあげることができる。これらが地主的土地所有の展開の前提条件となることをみてみよう。

明治5年3月23日太政官布告第50号「地所永代売買ノ儀従来禁制ノ処自今四民共売買致所持候儀被差許候事」による寛永20年の本田畑永代売買禁止令以来の土地売買解禁は、翌明治5年4月1日の大蔵省達第21号「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」による土地所有權を確認する地券交付とあいまって、土地移動を促す条件となるのである。

土地永代売買解禁により、従来は売買禁止ゆえに質流れによって土地移動、地主的集積が行われてきたのとは異なり、それは売買によって可能となったのであるから、明治6年1月17日太政官布告第18号「地所質入書入規則」は、明治5年の土地永代売買解禁とは異なる性格をもつものである。それは従来行なわれてきた質入とならんで書入(抵当)を担

保物件として法的保障をあたえるものであり、同年の太政官布告「動産不動産書入金穀貸借規則」によってそれはいっそう補強されている。すなわち債権者に法的保障をあたえることによって、非占有形態での土地担保を通じての土地金融の活発化を図ったものである。この書入れは明治20年代になっての大口の書入れにみられるように、地主の貨幣資本の増大それ自体を目的とする土地金融方式である。このように土地の私的所有権を地券交付によって公認し、永代売買解禁、土地金融法令の制定によって、土地取引・地主的集積はその法的保障を受けたのである。地租改正による金納地租の負担は特に明治14年からのデフレ期にこのほか土地所有農民の過重な負担となって、この状況のもとで地券所有農民の多くがその所有耕地を喪失していくのであるが、それを集積する債権者にとっては以上のごとき土地法令によって集積が可能となったのである。

ところで、以上のごとき農民分化の基礎である耕地売買、地所質入書入状況は、農民分化の様相それ自体と同じように、その実態の把握は困難である。それはなによりもその総体的把握を行なうための資料を残していないことによるのである。明治19年に土地登記法が公布されて、その結果が「司法省登記統計表」として府県単位にまとめられて公表される以前の段階では、土地（宅地、耕地）売買、地所質入書入の明治17年度、18年度、19年度分が第5回、第6回、第7回の『日本帝国統計年鑑』に掲載されているにとどまる。⁽²⁾しかし、この3ヵ年度分の統計は時あたかも明治14年からの松方デフレ期の後半期のものであり、わが国原蓄最盛期といわれるこの時期の土地取引に関するこの統計は、当該の時期の農民分化の様相、地主的土地所有の形成を把握していくうえでのきわめて貴重な資料なのである。しかもこの時期の少くない各府県の『府県統計書』において、この土地売買、地所質入書入統計が掲載されているのであって、これによる各府県内部の、少なくとも郡単位での検討が出来るものとなっているのである。

さて、以上のごとき土地取引統計を使用してこの時期の農民分化の状況、土地移動状況を検討したのものとしては、古くはペ・マイエット『日本農民の疲弊及其救済策』（明治26年）があるが、その後はこのペ・マイエットに依拠し、あるいは同一の方法によってこの時期の農民分化の状況の検討を行なっているものは少ないとはいえ、⁽³⁾しかしこの原統計を駆使してこの時期の土地移動の状況を府県別に検討したのものとしては丹羽邦夫「明治10年代における土地取引の地域的性格」⁽⁴⁾があるのみで、この論文が同資料を使用したこの時期の最も詳細な検討となっている。同氏の論文は、いわゆる自由民権期研究の一環として、

自由民権運動の経済過程の検討を意図したものであるが、主として明治17, 18, 19年の土地売買, 地所質入書入統計, 明治21年の規模別統計によって、府県別地域類型化をおこない地域類型別に土地取引の性格を考察したものとなっている。そこで行なわれている地域別考察の総括的なものとして作成されたものが第1表である。耕地売買率, 地所質入書入率を主要な指標とし、さらに土地取引規模を副次的指標としたものである。第I群は主要な両指標がともにたかく、土地取引は活発である。丹羽氏は、この取引のたかい第I群は、最も先進的様相を経済発展面で示すとみられる地域であるとしている。畿内・瀬戸内の中心地に集中している。これと対極的に、両指標ともに小さい第III群は、当時において最も自然経済の残存が推定し得るところとされている。ここに属する府県は、東北、それに接

第1表 明治10年代土地取引形態による地域区分総括表 (丹羽邦夫氏作成)

土地取引類 性格別 展開度類別	零細土地取引優越		小 集 団 地 取 引 優 越	地主間及び小集団地 取 引 優 越		計
		やや中間 的性格		やや中間 的性格		
I	岡山, 徳島		愛媛(含香川)		大阪(含奈良)	4
II-A	広島, 佐賀, 熊本	福 岡	群 馬	兵 庫 静 岡 神奈川	山 梨	4
II-B	三重, 鳥取, 石川, 大分, 和歌山, 島根					9
II-C		岐 阜	埼 玉		長野, 東京	2
II-D						4
III-A	青森, 長崎	宮 城 茨 城 岩 手, 千 葉, 福井	秋 田	山 形	富山, 京都	5
III-B	福島, 高知, 宮崎		栃木, 愛知, 山口		新 潟	9
III-C	鹿児島		滋 賀			6
計	17	7	8	4	7	43

註 1) 丹羽邦夫「明治10年代における土地取引の地域的性格」(本稿註(1)参照) 172ページ。
2) 本表はつぎのように作成されている。

展開度類別

明治17~19年3カ年の耕地売買比率(売買耕地地価の対耕地総地価比率)と質書入地比率(質書入地地価の対民有地総地価)の1カ年平均の組合わせによるI群(前者6%以上, 後者20%以上, 以下同じ), II A(6%以上, 15%以上), II B(5~6%, 20%以上), II C(4~5%, 20%以上), II D(4~5%, 20%以上), III A(4~5%, 10%以下), III B(3~4%, 15%以下), III C(3%以下, 15%以下), 全国は5.1%, 16.1%。

土地取引性格別

明治21年における土地売買及書入の金額別件数比率分布によっている。原史料は、『日本帝国統計年鑑』, 内閣統計局編纂『維新以後帝国統計材料彙纂 第一輯民有地二関スル統計材料』大正元年12月 所収の司法省登記統計年報。

した北陸の北半部、関東東半部、裏日本部分を含んだ近畿中部、四国南部、九州南半部の地域である。この両群の中間として多様なものを含む第Ⅱ群が存在している。この地域類型区分において岡山県は徳島県、愛媛（含香川）県、大阪府とともに第Ⅰ群に属するが、大阪府と愛媛県（特に香川県分）が地主間及び小集団地取引優越、または小集団地取引優越であるのとは異なり、零細土地取引優越の地域であり、ここは小耕作農民経営による土地売却及び土地抵当借金が優越しているという特色をもつものとされている。⁽⁵⁾

以上のごとく先学の研究成果において位置づけられているこの岡山県について、その内部的域地的状況をみようということが本稿の内容なのである。明治14年から明治19年にいたる各年の『岡山県統計書』（ただし明治14年のみは標題は『岡山県統計表』であるが、これを含めてすべてこのように記す）には、「地所・売買及券面金高」「地所ノ書質入貸借及券面金高」という郡別統計がある。前者は総数、耕地、宅地、其他について「売買金高、券面金高」の価額が示され、後者は地所質書入の年末現在、一年間ノ書質入、一年間ノ受戻が「貸借金高、券面金高」の二つについて記されている。これらの年度には「田畑ノ段別及地価」、「宅地ノ反別及地価」があり、前者は田畑ごとの反別、地価、一反平均価、後者は反別、地価、一反平均価が記されている。このような土地取引統計によって域地的状況をみようというのであるが、同じく記載されている耕地小作地率（明治16～19年）をあわせ検討することによって、土地移動の域地的状況をみようとするものである。このように直接的には明治10年代の土地移動を対象とするのであるが、これを従来から筆者がすすめてきている岡山県を対象とした産業の発展にともなう域地的編成の問題の一環として、明治10年代の後半における域地的状況をあきらかにすることを意図するものである。

2. 土地移動の郡別状況

以上のごとき位置づけをあたえられる岡山県についての郡別状況を検討していく。

まず耕地売買についてみる。第2表はこの耕地売買率を郡別に示すものである。全県で明治14年、2.9%、15年3.2%、16年4.2%、17年6.1%、18年7.2%、19年6.3%であり、この間の合計29.9%となる。この6ヵ年間に全耕地の3割が売買されたことになる。この間1ヵ年平均5%である。年度別では明治14年が最も小さく、以後増加して明治18年がピークである。この年が最も激しい土地売買があったのである。丹羽氏の前掲論文によると、全国でも最大位の岡山県の明治17～19年の3ヵ年の平均は6%台であったが、『岡山県統計

第2表 耕地売買率(%)

	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年	明治14~19年	
							合計	1カ年平均
岡山区							12.0	
御野郡	2.9	4.1	4.7	5.0	7.0	2.8	26.5	4.4
津高郡	2.5	2.4	3.3	6.5	6.5	2.8		
赤坂郡	2.6	2.7	2.4	5.9	10.7	6.1		
磐梨郡	3.7	3.1	5.5	8.8	10.3	10.3	41.7	7.0
和気郡	3.2	2.6	3.6	6.8	9.0	4.1	29.3	4.9
邑久郡	2.4	3.7	4.6	6.0	6.6	5.8	29.1	4.9
上道郡	3.7	3.4	4.3	6.3	6.8	5.5	30.0	5.0
児島郡	2.8	3.4	4.6	8.3	8.7	6.7	34.5	5.8
備前計	3.1	3.3	4.2	6.5	7.5	5.9	30.5	5.1
都宇郡	2.5	3.4	4.4	7.2	8.5	8.8	34.8	5.8
窪屋郡	2.9	4.0	4.3	5.7	8.0	6.4	31.3	5.2
浅口郡	1.9	2.2	3.3	6.1	5.3	4.1	22.9	3.8
小田郡	2.4	2.7	3.0	4.7	5.9	5.7	24.4	4.1
後月郡	1.5	1.3	2.8	2.8	4.5	6.4	19.3	3.2
下道郡	2.1	3.3	7.0	8.2	7.7	12.4	40.7	6.8
賀陽郡	3.2	3.4	5.0	7.4	7.5	7.0	33.5	5.6
上房郡	3.6	3.6	8.8	7.6	7.7	6.7	38.0	6.3
川上郡	2.1	2.2	3.6	5.3	7.0	7.7	27.9	4.7
哲多郡	2.4	2.3	3.5	5.3	7.6	6.4	27.5	4.6
阿賀郡	1.8	2.6	3.5	5.6	7.6	7.2	28.3	4.7
備中計	2.4	2.9	4.2	6.0	6.9	6.8	29.2	4.9
真島郡	2.2	2.9	3.2	5.3	6.9	5.0	25.5	4.3
大庭郡	1.9	2.3	3.7	4.3	5.8	5.9	23.9	4.0
西々条郡	3.4	2.7	3.2	5.7	10.0	4.9	29.9	5.0
西北条郡	2.8	5.3	3.4	4.9	5.6	3.4	28.5	4.8
東南条郡	3.8		3.7	4.8	6.4	4.5		
	4.8		3.9	4.6	7.2	5.4		
東北条郡	2.1	2.2	4.4	7.7	6.6	5.6	28.6	4.8
勝北郡	2.9	3.1	5.8	6.7	7.8	8.7	35.0	5.8
勝南郡	1.7	5.2	5.3	6.8	7.3	5.8	32.1	5.4
吉野郡	2.8	3.1	3.3	6.4	5.5	5.1	26.2	4.4
英田郡	5.6	2.7	3.4	6.4	6.2	5.8	30.1	5.0
糸北条郡	3.2	2.4	2.8	5.5	6.3	5.7	25.9	4.3
糸南条郡	3.7	5.5	6.5	7.3	8.0	5.6	36.6	6.1
美作計	3.0	3.4	4.2	6.1	7.4	5.8	29.9	5.0
全 県	2.9	3.2	4.2	6.1	7.2	6.3	29.9	5.0

註 1) 各年度『岡山県統計書』より作成。

2) 耕地売買率 = $\frac{\text{売買耕地地価}}{\text{耕地総地価}} \times 100$ 但し明治14年は耕宅地についてである。

3) いずれも券面金額である。

書』による17～19年の3ヵ年間の平均は6.5%であって同じ6%台である。

郡別にみると、磐梨郡が7%で最大であり、ついで下道郡、上房郡、糸南条郡が6%台、赤坂郡、上道郡、児島郡、都宇郡、窪屋郡、賀陽郡、西々条郡、勝北郡、勝南郡、英田郡、が5%台で、他方、後月郡、浅口郡が3%台で最も小さく、その他の諸郡は全県以下の4%台にとどまっている。備前中央部の磐梨郡を最大としてそれに接する赤坂郡、北へのがて糸南条郡、勝南郡、勝北郡、英田郡、そして南に接する上道郡がひとつのかたまりをなしている。もうひとつは備中東南部から備前児島郡にかけてのところで、ことに上房郡、窪屋郡が大きいところとなっている。注目をひくことは後月郡と浅口郡とが小さく、それにはさまれた小田郡が比較的小さいという、備中西南部の小ささである。とりまとめていえば、備前児島郡から備中にかけての地域や津山盆地東部において耕地売買が一定程度著しく、商品生産の展開との対応を予想させるが、しかしそれが最も著しいのは備前の磐梨郡から美作の糸南条郡にかけてと備中の上房郡という県南から県北にかけての中間地帯であり、ここにおいて最も活発な耕地売買がみられること、また商品生産の展開が最も顕著である浅口郡等の備中の西南部はむしろ最も小さい地域というように、商品生産の展開の度合と必ずしも対応していないのである。

つぎに地所質入書入状況を見よう。第3表はこの間の地所質入率（年末現在）を示すものである。この年末現在は前年度からの繰越しに当年度質入書入を加え、当年度受戻を差引いたものである。この6ヵ年間の平均は20.9%であって、年末にはいつも耕地の2割強が質入の状態であったことになる。しかしもちろん年々差があり、当初は11.4%であったものが19年には実に30.0%となっていて、この間年々増加しているのである。受戻と質流、担保流にもかかわらず年々、年末現在の比率が大きくなっていることは、この間の年々の質入の増大がいかに著しいものであることを示すものといえよう。

この年々の質入書入については明治16年から判明するが、それを示す第4表によると、それは明治16年16.0%、17年16.8%、18年14.7%、19年13.9%であって、この4ヵ年合計は61.4%となる。同一の地所が再度質入されないとすればこの間に年々全耕地の15.4%が質入されたということになる。先にみた売買とあわせて考えれば、この4ヵ年間に全耕地の23.8%が売買、61.4%が質入、合計85.2%がなんらかの取引となっていることになる。なおこの間の受戻もまた第4表に示される。この間の受戻は、質入は規則で期間が3ヵ年となっているので、期限が来るといったん受戻し、また、すぐ質入するという、

第3表 地所質書入率(年末現在)(%)

	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年	明治14年～19年	
							合計	1カ年平均
岡山区	} 16.3 16.3	16.8 16.8	27.1	35.0	41.0	41.9	147.6	24.6
御野郡			10.0	32.4	36.1	36.0		
津高郡	12.8	15.5	25.6	33.6	32.8	36.0	156.3	26.1
赤坂郡	13.3	16.8	18.4	33.3	37.3	45.9	165.0	27.5
磐梨郡	19.0	19.2	28.3	37.5	48.3	59.3	211.6	35.3
和気郡	12.2	14.1	20.3	21.9	20.6	21.9	111.0	18.5
邑久郡	10.8	11.5	14.2	15.3	16.6	14.7	83.1	13.9
上道郡	11.8	11.9	26.2	29.6	29.2	32.5	141.2	23.5
児島郡	10.3	13.6	1.8	23.1	21.6	21.8	92.2	15.4
備前計	12.7	14.2	17.4	27.6	34.2	30.8	136.9	22.8
都宇郡	6.8	6.8	20.6	27.2	33.9	37.5	132.8	22.1
窪屋郡	9.2	9.5	13.8	7.9	20.3	21.5	82.2	13.7
浅口郡	5.3	6.1	10.4	21.2	15.1	13.5	71.6	11.9
小田郡	7.0	8.1	13.8	17.6	19.4	19.3	85.2	14.2
後月郡	5.5	8.6	10.8	18.1	23.2	27.1	93.3	15.6
下道郡	14.5	15.7	25.2	30.8	29.9	49.4	165.5	27.6
賀陽郡	13.2	3.5	19.5	24.9	25.6	27.5	114.2	19.0
上房郡	14.3	20.9	26.0	30.5	28.9	33.5	154.1	25.7
川上郡	8.8	11.5	19.5	25.3	30.3	7.2	102.6	17.1
哲多郡	15.3	13.8	36.0	44.1	50.8	55.1	215.1	35.9
阿賀郡	11.3	11.2	19.4	23.5	39.4	32.3	137.1	34.3
備中計	9.2	9.0	17.6	23.0	26.0	27.6	112.4	18.7
真島郡	9.7	13.5	14.1	23.0	28.9	40.1	129.3	32.3
大庭郡	8.7	9.6	20.3	21.8	25.7	34.5	120.6	20.1
西々条郡	9.2	10.4	14.5	18.8	22.8	26.3	102.0	17.0
西北条郡	} 12.8 16.0 18.8	24.6	22.0	23.1	26.2	11.8	137.5	22.9
東南条郡			22.9	28.3	28.9	16.8		
			23.7	33.7	31.7	21.9		
東北条郡	10.8	9.4	32.3	18.9	32.9	43.0	147.3	24.6
勝北郡	9.0	8.6	28.5	18.1	23.2	21.9	109.3	18.2
勝南郡	12.5	57.7	21.0	20.4	26.7	18.0	156.3	26.1
吉野郡	4.4	5.8	9.3	9.9	14.7	22.8	66.9	11.2
英田郡	8.1	9.3	13.1	22.0	21.1	17.4	91.0	15.2
条北条郡	10.4	8.4	15.6	24.3	29.1	34.9	122.7	20.5
条南条郡	13.1	16.8	19.5	34.7	49.9	61.1	195.1	32.5
美作計	10.4	16.2	19.3	22.3	28.2	32.8	129.2	21.5
全 県	11.4	12.7	19.9	24.9	26.4	30.0	125.3	20.9

註 1) 第1表より同一書より作成。

2) 質書入率 = $\frac{\text{質書入地地価}}{\text{耕宅地総地価}} \times 100$

3) いずれも券面金額である。

第4表 地所質書入, 受戻年率(%)

	質書入				明治16~19年		受戻				明治16~19年	
	明治16年	17年	18年	19年	合計	1カ年平均	明治16年	17年	18年	19年	合計	1カ年平均
岡山区	22.6	17.8	19.7	12.2	72.3	18.1	11.5	13.5	13.8	10.5	49.3	12.3
御野郡	6.1	18.3	17.1	15.9	57.4	14.4	0.98	13.6	15.1	17.5	49.2	12.3
	5.4	20.2	16.7	16.4	58.7	14.7	0.52	12.3	15.3	18.5	46.6	11.7
津高郡	22.0	30.2	16.5	15.4	84.1	21.0	7.4	12.4	17.2	12.1	49.1	12.3
赤坂郡	17.5	28.6	20.8	22.0	88.9	22.2	3.6	12.6	16.7	13.5	46.4	11.6
磐梨郡	30.2	12.7	27.5	27.5	77.9	24.5	12.8	11.1	16.7	16.4	57.0	14.3
和気郡	18.2	13.5	14.6	9.3	55.6	13.9	7.7	13.2	16.0	7.4	44.3	11.1
邑久郡	11.0	16.9	13.3	7.5	48.7	12.2	4.8	9.5	12.0	9.4	35.7	8.9
上道郡	18.2	15.6	14.2	12.2	60.2	15.1	9.9	5.7	14.5	8.8	38.9	9.7
児島郡	14.4	18.3	14.8	11.1	58.6	14.7	5.8	11.1	16.0	10.7	43.6	10.9
備前計	13.4	22.3	19.3	13.8	68.8	17.2	5.1	14.7	20.0	11.7	51.5	12.9
都宇郡	15.2	13.5	14.8	12.6	56.1	14.0	6.3	7.3	7.8	8.8	30.2	7.6
窪屋郡	12.2	17.0	11.6	8.9	47.7	12.4	4.7	11.0	8.2	7.5	31.4	7.9
浅口郡	8.0	12.9	4.2	6.0	31.1	7.8	3.5	4.8	7.0	0.63	15.9	4.0
小田郡	9.5	12.7	10.9	9.0	42.1	10.5	4.3	7.3	8.9	8.9	29.4	7.4
後月郡	10.0	12.0	13.1	10.7	45.8	11.5	2.6	4.7	8.0	6.8	22.1	5.5
下道郡	18.9	14.9	12.6	18.7	65.1	10.3	6.4	9.2	12.6	1.7	29.9	7.5
賀陽郡	18.2	17.7	13.5	12.2	61.6	15.4	5.5	12.9	12.7	10.1	41.2	10.3
上房郡	23.0	22.3	18.3	17.2	80.8	20.2	8.5	18.3	20.0	10.5	57.3	14.3
川上郡	17.6	22.1	18.7	14.4	72.8	18.2	5.0	16.3	13.6	7.7	42.6	10.7
哲多郡	22.7	23.4	21.5	20.3	87.9	22.0	6.4	15.2	14.9	20.9	57.4	14.4
阿賀郡	16.1	16.5	19.4	1.5	53.5	13.4	6.6	8.8	10.8	0.11	26.3	6.6
備中計	14.2	16.1	12.7	10.9	53.9	13.5	5.1	9.9	10.2	7.1	32.3	8.1
真島郡	15.6	18.1	15.0	18.1	66.8	16.7	8.1	7.5	9.0	7.5	32.1	8.0
大庭郡	16.0	15.8	12.9	14.1	58.8	14.7	5.7	7.8	9.1	5.5	28.1	7.0
西々条郡	13.0	14.7	14.4	7.6	49.7	12.4	5.0	10.3	10.4	4.1	29.8	7.5
西北条郡	17.1	16.1	12.4	2.0	47.6	11.9	9.0	15.0	9.3	11.4	44.7	11.2
東南条郡	26.6	34.1	22.5	15.8	99.0	24.8	6.4	24.1	24.6	21.1	76.2	19.1
東北条郡	24.5	18.0	23.9	23.3	87.7	22.4	4.5	6.6	17.4	13.2	41.7	10.4
勝北郡	25.4	13.6	13.7	21.9	74.6	18.7	2.3	5.8	8.5	9.9	26.5	6.6
勝南郡	14.7	16.6	17.4	13.0	61.7	15.4	4.4	10.8	11.1	21.6	47.9	12.0
吉野郡	7.3	9.8	9.0	9.8	35.9	7.0	1.7	5.6	4.3	1.6	13.2	3.3
英田郡	12.4	15.5	10.0	10.1	48.0	12.0	2.6	7.3	10.8	13.8	34.5	8.6
糸北条郡	11.6	16.3	16.4	19.3	63.6	15.9	4.2	7.6	11.6	13.5	36.9	9.2
糸南条郡	16.7	21.2	24.2	14.6	76.7	19.2	5.1	5.8	11.6	3.6	26.1	6.5
美作計	16.6	17.0	16.0	15.1	64.7	16.2	4.8	8.5	10.9	10.1	34.3	8.6
合計	16.0	16.8	14.7	13.7	61.4	15.4	5.6	9.8	12.1	10.2	37.7	9.4

註 1) 第2表と同一書より作成。

2) 質書入率 = $\frac{\text{質書入地地価}}{\text{耕宅地総地価}} \times 100$, 受戻率 = $\frac{\text{受戻地地価}}{\text{耕宅地総地価}} \times 100$

3) いずれも券面金額である。

第5表 土地取引相關

(明治14～19年平均1カ年)

地所質書 土地 売買率	10%～	15%～	20%～	25%～	30%～	35%～
3%	浅口	後月				
4%	小田, 吉野 川上, 邑久	和氣	大庭, 御野, 西 北条, 東南条, 糸北条, 東北条	津高	真島, 阿賀	哲多
5%	窪屋, 賀陽	児島, 英田, 勝北, 西々条	上道, 都宇 全県	勝南, 赤坂		
6%				上房, 下道	糸南条	
7%						磐梨

1) 第2表, 第3表より作成.

まったく形式的なものであるというのがその実態であるというが、この数字をみると、この間⁽⁶⁾37.7%が受戻されている。質書入の年々では明治17年がピークであるが、受戻は18年がピークとなっている。なお先にみた売買の場合は明治14～19年間でのピークは明治18年であったが、質書入の場合は16・17年の方が18・19年より大ということになる。

さて、年末現在の地所質書入状況を郡別にみよう。この間の全県平均20.9%をうまわるものは多いが、哲多郡35.9%、磐梨郡35.3%が35%台で最大で、ついで阿賀郡34.3%、糸南条郡32.5%、真島郡32.3%が大きく、これに津高郡、赤坂郡、下道郡、上房郡、勝南郡が25%台である。他方、吉野郡11.2%、浅口郡11.9%が最小グループで、窪屋郡13.7%、邑久郡13.9%、小田郡14.2%が15%未満台、ついで和氣郡、児島郡、後月郡、賀陽郡、川上郡、西々条郡、勝北郡、英田郡が20%未満台にとどまる。ここでも磐梨郡が最大グループであるが、この磐梨郡とともに哲多郡、阿賀郡、それに真島郡という備中北部と美作西北部にまたがる地域が、それが著しく大きいことが注目されよう。また、浅口郡はここでも最小で、窪屋郡、小田郡、児島郡等の備中南部から備前児島にかけての地域が小さいのである。このほかではここでも糸南条郡が大きく、その東北接続郡がそれにつぐ大ききとなっている。

以上の耕地売買率、地所質書入率にもとづいて地域性を示すと第5表のようになる。上道郡、都窪郡を平均的グループとして、いくつかに分かれる。磐梨郡を典型として、糸南条郡、それに上房郡、下道郡等の土地取引の顕著な地域があり、これと対照的な、浅口郡を典型として、後月郡、小田郡、邑久郡、川上郡、吉野郡等が土地取引の小さい地域となっている。このほかでは窪屋郡、賀陽郡が耕地売買率は一定程度ありながら質書入率のきわめて小さいところ、哲多郡、真島郡、賀陽郡が耕地売買率は小さいが質書入率はきわめて大きい地域となっている。このような土地取引における全県平均からみた特異な四つのグループを抽出できるであろう。

これらのうち最も土地取引の小さい第1グループの典型である浅口郡は、都宇郡、窪屋郡、児島郡、小田郡等とともに備前から備中にかけての綿作地帯における最も中心的な最大の綿作地であり、またこの地域の最大の物資の集散地である玉島港を擁する商品経済の顕著に進展したところである。他方、土地取引が最もさかんな磐梨郡は水田率のたかいところであるが後年も生産力は必ずしもたかくなく、またとりたてて商品作物が展開したという地域ではない。いわば商品経済の進展度は相対的に小さいところであるが、ここにおいて最も著しい土地取引が行なわれているのである。この磐梨郡がそれ自体としては商品生産の進展の度合が相対的に小さいであろうとはいえ、邑久郡、上道郡等の県南の諸郡に接するいわば中央地域であるのに対して、耕地売買率は小さいが地所質書入率の著しくたかい哲多郡、阿賀郡、そして真庭郡は県北西部に位置し、中国山地上にある。葉煙草生産等があるとはいえ、自然経済の残存が最も顕著な地域である。ここでは土地取引が他とはきわだった特徴をもっていることが注目されよう。こことは異なり質書入率はきわめて小さいが売買率がたかいグループがあるが、それには窪屋郡、児島郡が属する。浅口郡等とともに商品経済の進展が顕著な地域である。以上4グループについてみたが、以上のごとき商品経済の浸透が最も顕著な浅口郡が最も土地取引が小さく、自然経済の存続が強いと思われる地域において土地取引が顕著であるというようなことは、少くとも丹羽邦夫氏の⁽⁷⁾全国的分析の府県別状況における結論と異なるといえるであろう。

つぎに、このような盛行をみた土地取引における条件をみよう。ここで検討している耕地売買、地所質書入率はともに券面金高と売買金高とを記している。法定地価額と実売買地価額である。この両者によって土地取引の条件をみようというのである。第6表によると、明治14年の耕地売買における実売買金額の対券面金額比率は143.2%であって、法定地

第6表 実額の対券面額の比率

	売							買							質							書							入						
	明治14年	15年	16年	17年	18年	19年	明治14年~19年 合計	1ヵ年平均	明治14年	15年	16年	17年	18年	19年	明治14年~19年 合計	1ヵ年平均	明治14年	15年	16年	17年	18年	19年	明治14年~19年 合計	1ヵ年平均	明治14年	15年	16年	17年	18年	19年	明治14年~19年 合計	1ヵ年平均			
岡山区	120.8						35.8		118.2								80.0	65.4	143.1	123.1	102.5	92.4	370.2	61.7											
御野郡	131.7	107.8	74.9	58.1	52.6	53.4	487.5	79.8	80.0	65.4	60.3	59.8	56.5	48.2	370.2	61.7	70.8	49.7	50.9	45.8	40.5														
津高郡	175.8	137.6	100.2	72.3	66.8	52.5	605.2	100.9	67.0	71.4	58.2	52.6	50.6	48.0	347.8	58.0																			
赤坂郡	127.4	(16.7)	81.1	50.8	53.6	56.9	(386.5) 369.8	(64.4) 74.0	80.0	80.1	39.0	31.7	27.7	27.3	285.8	47.6																			
盤梨郡	136.9	111.8	66.2	47.4	49.2	49.2	460.7	76.8	51.8	56.0	43.9	34.1	27.5	24.6	237.9	39.7																			
和気郡	123.8	118.0	79.7	58.9	57.2	51.8	483.2	80.5	75.9	64.7	53.9	49.8	48.2	47.5	340.0	56.7																			
邑久郡	179.4	116.8	82.0	67.4	65.8	59.0	570.4	95.1	74.5	68.0	65.3	64.4	49.0	48.5	369.7	61.6																			
上道郡	133.4	109.1	71.9	61.8	57.0	65.3	498.5	83.1	74.8	81.8	50.1	50.4	47.5	42.7	346.6	57.8																			
児島郡	180.9	149.0	162.9	105.9	94.0	107.0	807.8	134.6	114.4	121.3	107.8	109.0	95.7	94.8	643.0	107.2																			
備前計	147.9	112.5	95.8	68.7	63.8	67.2	555.9	92.7	78.2	78.2	47.8	57.1	43.0	40.3	344.6	57.4																			
都宇郡	139.4	65.3	90.3	64.2	50.5	52.5	462.2	77.0	74.9	11.5	61.4	54.6	50.6	48.9	301.9	50.3																			
窪屋郡	162.3	132.5	92.6	78.1	55.0	63.5	584.0	97.3	81.8	69.8	61.8	123.2	51.8	51.7	440.1	73.4																			
浅口郡	184.5	158.7	134.3	104.0	96.8	114.8	793.1	132.2	105.4	92.8	109.9	93.0	84.2	79.6	564.9	94.2																			
小田郡	171.8	158.1	135.9	104.1	89.0	88.6	747.5	124.6	107.0	96.3	97.3	82.9	73.0	68.0	524.5	87.4																			
後月郡	122.2	141.8	130.0	111.3	103.8	84.3	693.4	115.6	103.8	100.3	80.4	74.5	39.1	69.6	467.7	78.0																			
下道郡	240.9	146.7	99.0	76.9	66.4	96.0	725.9	121.0	98.2	96.9	64.8	82.2	52.4	44.1	436.6	72.8																			
賀陽郡	122.8	96.0	71.3	54.6	43.9	52.3	440.9	73.5	57.8	(264.2)	56.5	46.9	39.4	36.6	(547.7) 283.7	(91.3) 56.7																			
上房郡	123.8	38.0	73.0	55.6	51.3	44.4	386.1	64.4	76.4	61.2	64.0	49.6	46.4	41.2	388.8	56.4																			
川上郡	151.2	149.6	138.5	92.7	78.5	54.9	665.4	110.9	112.3	108.9	97.2	83.3	77.1	107.9	586.7	97.8																			
哲多郡	127.5	131.7	104.8	79.3	53.2	50.0	546.5	91.1	57.7	66.2	55.0	52.7	46.4	43.3	321.3	53.6																			
阿賀郡	193.0	161.3	144.0	90.7	76.3	57.3	722.6	120.4	88.7	83.6	98.4	69.6	59.6	63.9	463.8	77.3																			
備中計	155.9	121.5	104.4	79.4	70.8	70.1	602.1	100.4	84.2	88.0	75.2	64.3	56.4	56.0	424.1	70.7																			
真島郡	184.8	138.1	127.7	102.5	90.0	84.4	727.5	121.3	108.4	87.9	89.6	78.0	68.6	173.7	606.2	101.0																			
大庭郡	118.5	165.8	120.7	102.2	96.0	87.4	690.6	115.1	92.8	110.2	100.9	100.9	92.4	92.2	589.4	98.2																			
西々桑郡	78.9	100.0	92.7	81.4	46.2	96.7	495.9	82.7	83.1	75.7	60.6	60.8	56.3	53.1	389.6	64.9																			
西北桑郡	106.4																																		
東南桑郡	89.6	56.5	93.8	93.9	95.8	96.0	485.9	97.2	89.3		93.7	82.1	79.3	149.1	493.5	98.7																			
東北桑郡	80.0		84.7	78.7	81.6	86.6	477.7	79.6	72.7	56.6	75.2	59.0	58.0	87.4	406.2	67.7																			
東北桑郡	118.3	125.8	105.5	82.5	77.2	67.2	576.5	96.1	62.1	116.5	46.2	51.1	49.3	44.2	369.4	61.6																			
勝北郡	124.8	135.3	100.5	66.6	50.8	33.3	511.2	85.2	87.8	130.4	35.6	42.7	35.7	20.0	352.2	58.7																			
勝南郡	236.3	72.6	93.7	70.5	(5.3)	36.4	(514.8) 509.5	(85.8) 101.9	61.0	20.0	58.8	52.6	46.5	46.8	285.7	47.6																			
吉野郡	153.2	104.4	107.0	83.8	84.1	80.5	613.0	102.2	83.3	89.8	81.3	76.2	68.1	58.3	457.0	76.2																			
英田郡	59.7	99.9	101.8	70.7	74.6	61.7	468.4	78.1	63.4	89.9	63.7	53.0	56.7	53.7	380.4	63.4																			
桑北桑郡	96.7	124.4	101.6	84.7	69.3	66.1	542.8	90.5	74.1	95.6	57.3	55.8	49.2	47.0	379.0	63.2																			
桑南桑郡	106.8	100.0	65.2	60.1	37.4	38.7	408.2	68.0	65.1	100.0	49.4	43.5	38.5	36.2	332.7	55.5																			
美作計	115.3	104.8	96.9	78.3	57.8	62.1	515.2	85.9	77.5	67.0	60.2	58.4	52.9	48.6	364.6	60.8																			
全 県	143.2	113.9	98.0	75.0	64.1	67.2	561.4	93.6	80.1	78.2	65.7	60.4	53.5	49.9	387.8	64.6																			

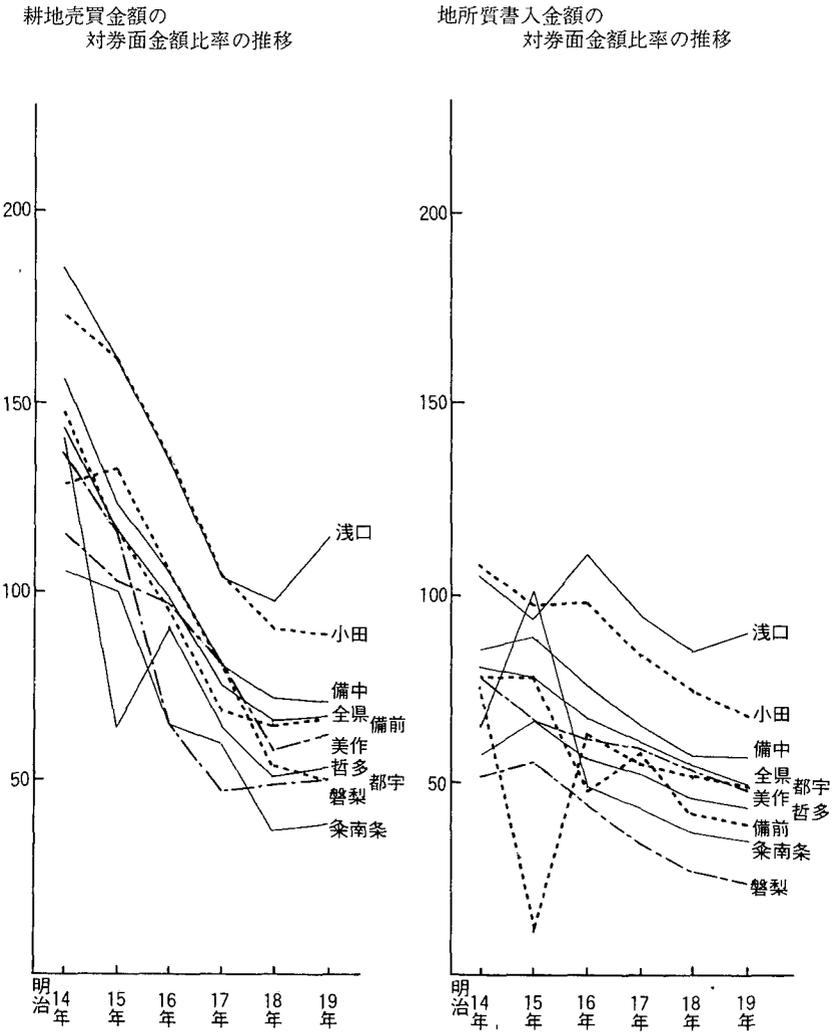
註 1) 第2表と同一書により作成。
 2) ()内は原数字にかなり疑問があるもの。合計および1ヵ年平均の()内は、これをも加えた場合である。

価額よりも4割3分も高く売買されているのである。この比率は以後年々減少し、明治15年には11.39%、16年には98.0%、17年には75.0%、18年には64.1%、明治19年には67.2%となり、明治18年を底とするものとなっている。明治14年には、明治10年代はじめの「好況」のもと、農産物価格の上昇による土地収益の相対的増大による地価上昇が反映されていて、以後、明治14年からのデフレの進行に対応して、急激に低下しているのである。いまこれを地域別にみると、備前、備中、美作の3地域ともに同様の年次的傾向を示すが、耕地売買率が最も小さかった備中が、この間の平均で100.4%で最大であり、年次的にみても多くの年において最もたかい。先ほどみた土地取引における四つの特徴的な地域についてみると、土地取引が小さかった浅口郡、小田郡はその比率がたかく、糸南糸郡、磐梨郡は概して低くなっている(第1図)。また地所質書入は著しいが売買の小さかった哲多郡は糸南糸郡、磐梨郡と同様に低いところでの折線となっている。土地取引の著しいところでのこの比率の小ささ、土地取引の小さいところでのこの比率の相対的たかさは、前者における窮迫状況のもとでの土地の取引の進行を予想させるものである。

地所質書入についても同様なことがいえる。まず、同じく第6表によると、質書入実額の対券面額比率は、売買の場合よりいっそう小さいが、その比率の推移は明治14年80.1%、15年78.2%、16年65.7%、17年60.4%、18年53.5%、19年49.9%というように、明治14年以後にいっそう小さくなっていく。これを備前、備中、美作の3地域別にみると、ここでも地所質書入が最も小さかった備中が相対的にたかくなっている。土地取引における四つのグループに属する諸郡についての動きをみると(第1図)、土地取引の小さかった浅口郡、小田郡が相対的にたかく、土地取引の著しかった磐梨郡、哲多郡、糸南糸郡は総じて低いところでの折線をなしている。前者においては相対的に高額での質入が行なわれ、後者においてはいっそう窮迫した状況にあったことを示しているといえよう。

以上のごとき土地取引の結果は、一方での土地喪失、他方での土地取得、集積をもたらすが、このような喪失、集積の結果は地主的土地所有関係の形成となる。いまこの時期の耕地小作地率の推移によって検討する(第7表)。明治16年には38.3%であった小作地率は、以後、17年39.3%、18年42.9%、19年47.0%というように増大し、この間に8.7%の増加、増加率22.7%ということになる。この間の小作地率の著しい増加は、この間の地主制の急速な展開を予想させるものである。この4ヵ年間の平均は41.9%となるが、備前、備中、美作の3地域別にみると、備中が45.4%で、備前は39.6%、美作は36.9%であり、備中が最

第1図 実額の対券面額比率の推移



註 1) 第6表より作成.

第7表 耕地小作地率(%)

	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年	明治16~19 年間の増減	この間の増減の 明治16年に対す る比率
岡山区						
御野郡	47.3	49.7	49.9	53.2	5.9	12.5
津高郡	29.9	30.9	30.9	42.5	12.6	42.1
赤坂郡	29.6	31.1	31.7	31.7	2.1	7.1
磐梨郡	26.0	34.0	33.9	39.4	13.4	51.5
和気郡	25.2	27.9	34.9	43.3	18.1	71.8
邑久郡	33.1	33.4	33.4	45.4	12.3	37.2
上道郡	38.4	37.5	40.1	42.2	3.8	9.9
児島郡	45.0	47.4	59.0	51.9	6.9	15.3
備前計	36.7	37.1	40.4	44.3	7.6	20.7
都宇郡	54.3	51.6	51.6	62.4	8.1	14.9
窪屋郡	61.5	61.3	64.1	59.7	-1.8	-2.9
浅口郡	59.8	53.0	56.4	39.3	-20.5	-34.3
小田郡	35.4	35.7	60.1	38.0	2.6	7.3
後月郡	29.2	40.3	40.8	48.1	18.9	64.7
下道郡	48.4	50.4	49.6	58.3	9.9	20.5
賀陽郡	44.4	46.9	52.0	56.7	12.3	27.7
上房郡	34.2	46.4	44.9	45.8	11.6	33.9
川上郡	25.6	27.5	27.5	70.4	44.8	175.0
哲多郡	27.5	28.5	32.4	36.3	8.8	27.2
阿賀郡	32.4	31.2	32.5	35.4	3.0	9.3
備中計	43.2	42.2	47.5	48.6	5.4	12.5
真島郡	33.6	33.1	36.1	39.7	6.1	18.2
大庭郡	30.4	29.3	29.3	47.0	16.6	54.6
西々条郡	26.0	32.6	42.1	42.0	16.0	61.5
西北条郡	58.5	45.3	47.4	47.9	-10.6	-18.1
東南条郡	40.9	44.0	42.3	44.1	3.2	7.8
東北条郡	35.9	53.1	39.4	44.0	8.1	22.6
勝北郡	32.3	34.9	34.9	34.8	2.5	7.7
勝南郡	33.9	39.6	43.2	52.2	18.3	54.0
吉野郡	39.7	41.0	43.2	46.5	6.8	17.1
英田郡	32.4	32.4	32.4	49.4	17.0	52.4
条北条郡	25.7	33.0	33.0	32.9	7.2	28.0
条南条郡	29.3	30.0	41.9	40.0	10.3	36.5
美作計	32.6	35.7	37.7	41.6	9.0	27.6
全 県	38.3	39.3	42.9	47.0	8.7	22.7

註 1) 第2表と同一書より作成.

も大きい。郡別にみると、窪屋郡61.7%が最高で、以下、都宇郡55.0%、浅口郡52.1%、下道郡51.7%、児島郡50.8%、御野郡50.0%、賀陽郡50.0%が50%を越して著しい地域であるが、いずれも備前南西部から備中南東部にかけての地域であり、この地域が地主制の展開が最も顕著であることを予想させる。他方、これが小さいのは赤坂郡31.0%、磐梨郡33.3%、和気郡32.8%、津高郡33.6%の備前東部と西北部の諸郡、備中の哲多郡31.3%、阿賀郡32.9%の備中北部の両郡、それに大庭郡34.0%、勝北郡34.2%、糸北条郡31.2%をはじめとする美作の多くの諸郡である。4ヵ年間の平均小作地率のたかい諸郡はいずれも明治16年の年にすでに小作地率は40%台を越えていて、その後の伸びは小さく、ここでの小作地率のたかさは明治10年代の後年にその最盛行であったデフレ下での土地取引以前にすでに到達していたもののみなし得るのである。他方、小作地率4ヵ年平均の小さい諸郡にあっては、当初は20%台であって小さく、その後は急速に進行しているものの、なお明治19年にも全県平均に及ばないというものが多く、磐梨郡、和気郡等にその典型をみることができ。しかし、この時期の伸びも小さいという地域（哲多郡、阿賀郡など）もあり、地主制の展開の度合は多様である。

この小作地率の動向は郡ごとによってなお多様な傾向を示すが、いまこれを先にみた土地取引状況との関連でみるために作成したのが第2図である。先にみた土地取引における特徴的な四つのグループの対比を中心に両者の関連を検討していく。

耕地売買、地所質入書入のいずれも活発で、土地取引が著しかった第1群についてみると、磐梨郡はこの間の小作地率31.0%で全県の41.9%よりはるかに小さい。ここは明治16年には26.0%であって全県平均の38.3%をはるかに下まわっていたが、その後の増加は著しく明治19年は43.3%に達し、全県平均47.0%には及ばないもののその差を急速に縮めている。この間に18.1%の増加があり、小作地率増加率は71.8%ときわめて大きい。ここでみられた顕著な土地移動は小作地率の著しい増大と雁行しているのであり、耕地売買、質書入は前者は直接的に、後者は質流れ、抵当流れによって富裕層へ急速に集中しているであろうことを想定させるのである。糸南条郡はこの磐梨郡のもつ傾向をやや小さく示すものとなっているといえよう。つぎに、耕地売買は大きくないが、質書入のかたちで土地取引の著しい第2群の哲多郡、阿賀郡、真島郡についてみる。哲多郡はこの間の平均31.3%と小さいが、これは当初の明治16年の27.5%が小さいのみでなく、明治19年にも36.3%にとどまり全県とのひらきを縮小し得ず、この間の伸びは8.8%、増加率27.2%で、全県をやや

うわまわる程度である。阿賀郡、真島郡も同様である。これらの諸郡は地主制の展開は、この時期になお顕著に進展しないといえるのである。土地取引においては売買ではなく質書入によってであり、しかもその条件はいつそうきびしいことをみだが、この土地取引の進行にもかかわらずなお地主制の急速かつ広汎な展開に帰結し得ないということを想定せしめるのである。この第2群とは対照的に、質書入は小さく、売買の大きい児島郡、窪屋郡等の第3群についてみる。この両郡はともに、明治16年の時期で小作地率はたかく（窪屋郡61.5%、児島郡45.0%）、その後は児島郡では明治19年には51.9%で、この間に15.3%の増加率があるが、窪屋郡は明治19年には59.7%に低下している。明治16年頃すでにピークに達しているといえよう。ここでの土地取引が売買を主としたことと、この小作地率の増加に示される地主制の量的展開がピークに達して、それ以上の展開がみられないこととの関連が問題であろうが、この売買はもっぱら地主間のものであろうことは後にみるとおりである。第4群は耕地売買も質書入も小さい浅口郡、小田郡である。浅口郡は明治16年にすでに小作地率59.8%であって窪屋郡とともに最高郡であったが、明治19年には39.3%になっていて、この間に20.5%の減少をみている。明治17年は53.0%、18年は56.4%であり、19年の小ささは原数字の誤りを予想させるが、いずれにしてもこの間には小作地率の増加はない。地主制の量的展開のピークはおそらくとも明治16年にあったといえる。耕地売買率の小ささは児島郡で想定し得た地主間の土地取引も小さいことを示すものといえよう。すでに農民の土地喪失はこれに先立つ時点ですすみ、そして地主的土地所有の形成も大きくすすんでいる地域ということができよう。

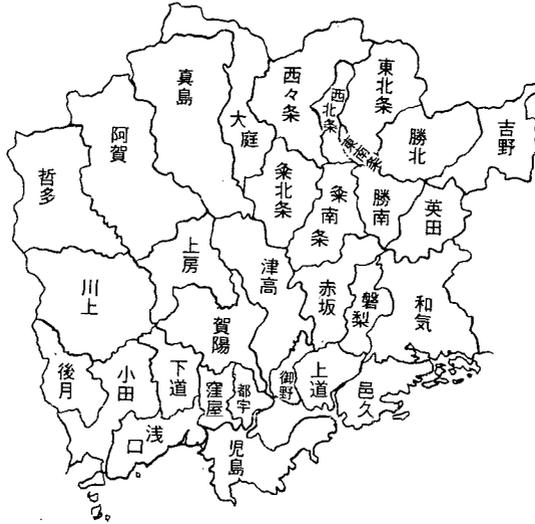
3. 土地移動期の地域的状況

以上においてこの時期の土地移動の郡別状況を検討してきた。第3図はそれを図示したものである。本節はそこであきらかとなった特徴的地域、すなわち諸類型の典型郡について、この時期の地域的状況を概観して、各地における土地移動の性格をあきらかにする手がかりを得たいというものである。

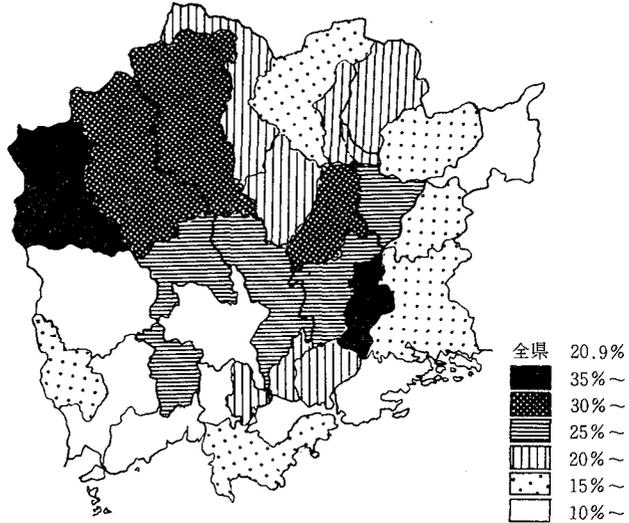
第1の類型は、耕地売買率、地所質書入率がともに著しいグループである。磐梨郡、衆南衆郡、がその典型で、県南から県北にかけての中央部に位置している。ここでは著しい耕地売買、質書入がみられたが、その条件もよくなく、いわば窮迫取引の側面がつよいであろうことをみえてきた。この間に、当初低かった小作地率の増大は著しく、窮迫状況下で

第3図 岡山県郡別土地移動図

1-1 岡山県郡位置図

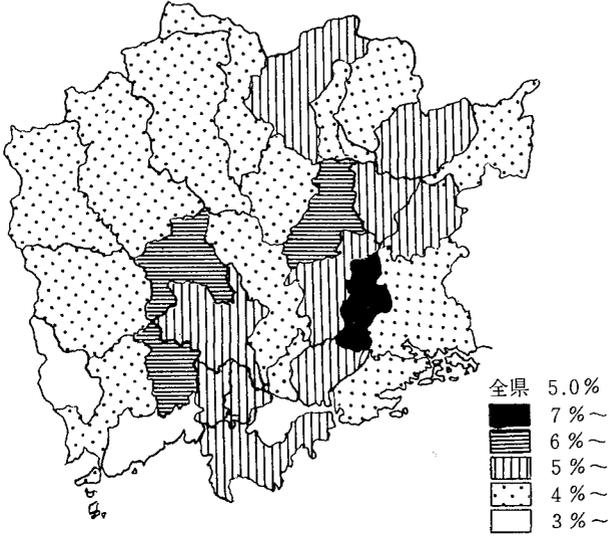


1-3 地所質書入率 (年末現在, 明治14~19年平均)

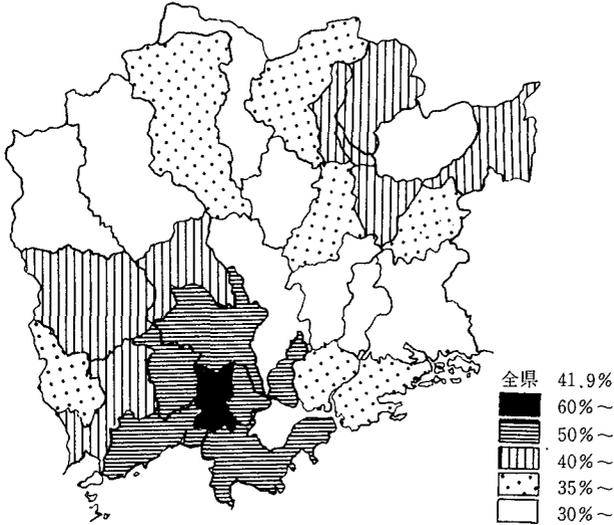


註 1) 本図は第2表, 第3表, 第7表より作成.

1-2 耕地売買率（明治14~19年平均）



1-4 耕地小作地率（明治16~19年平均）



の土地喪失は地主的土地集積に帰結しつつあるといえる。統計的検討によって得られた以上のごとき見当づけを既存の文献によって裏づけたいが、この時期のこの地域の農村事情をあきらかにした研究はみあたらない。明治21年の「岡山県農事調査」⁽⁸⁾の赤穂郡についての叙述によってこの時期の様相をみよう。まず農家生活については、「專業農家及兼業農家ノ生活 本郡ノ專業農家ハ収入豊ナラス生活困難ナリ且兼業ノ者ハ專業ヨリハ概ネ貧困ナリ故ニ專業農家ヨリハ生活一層困難ナリ」というようにその困難性を記しているが、「郡内ノ欠点トスベキモノ」において、つぎのごとく叙述がある。

- 一 身代限り多キ事 身代限りヲ為セシモノ明治十八、十九、二十、三ヶ年平均九人ナリ
- 一 貧民ノ多キ事 官ノ援助ヲ受クル者七十六人アリ此援助米六十八石九斗ニ及フ
- 一 諸税及市町村費怠納者ノ多キ事 二十一年怠納人員八人 税金二円三十八錢二厘
- 一 負債ノ多キ事 二十一年普通借金高五千八百十六円三十七錢七厘ニシテ平均一戸ニ付一円五十七錢六厘一人ニ付三十三錢二厘五毛余ナリ

この項目はいずれの郡においてもあるものであって、いずれの郡においても同様の叙述があるが、しかし前節での土地移動状況とあわせみると、この時期の非常にはげしい社会変動、農民窮迫状況を知ることができるであろう。このようにはげしい農民分化の状況にあったのであるが、しかしここは同じ「農事調査」の「他郡ニ比シ較整備セルモノ」なる項目に、「一交通運輸ノ便ナル事 本郡ハ概ネ車ノ便アリ加フルニ郡ノ東部ニ吉井川アル其沿村ハ舟楫ノ便アルテ運輸稍ニ便ナリ」とあるように、交通の便は比較的良好、また南には邑久郡、上道郡が接しており、山陽筋にあつて、商品流通も浸透しつつあった。同じく「農事調査」の「農産物中需要ニ余アル品及ヒ不足ノ品」の「有余 米綿干瓢、不足 煙草砂糖」が農業生産、農民消費生活に商品化のすすんでいることを示している。このような事情が背景にあつて、たしかに激しい社会変動がつき農民の土地喪失が進行しているが、そこには土地の窮迫販売とはいへ買い手が存在しているのである。この点がつぎの岡山県西北部（備中北部）の地域、哲多郡とは大きく異なるのである。なおこの磐梨郡には明治10年代末に備前東部屈指の大地主服部家の進出がみられるが、この10年代はまさしく、激しい農民分化がはじまり、進展した時期といえることができる。

第2の類型は、質書入率は大きい、売買率は小さい地域であつて、哲多郡を典型とし、阿賀郡、真島郡などである。県の西北部に位置し、多く標高200～300メートルの台地上に

第8表 類型郡別農産物構成 (価額)

(明治10年)

	第1類型		第2類型		第3類型		第4類型	
	磐梨郡	赤坂郡	哲多郡	阿賀郡	児島郡	窪屋郡	浅口郡	小田郡
米	73.4%	72.0%	76.1%	65.0%	53.0%	64.8%	42.1%	47.5%
麦	12.4	14.5	11.0	16.1	17.0	11.6	3.5	28.5
雑穀	2.1	3.5	8.5	7.8	3.3	1.1	0.19	5.7
諸薯	0.12	0.53	0.36	0.18	16.4	1.4	73.5	4.7
小計	88.0	90.5	96.0	89.0	89.7	77.8	24.4	86.5
実綿	7.5	5.1	0.02	1.9	8.8	15.5		7.1
麻			0.07	0.19				
まゆ	0.02	0.15		0.03	0.00		0.51	0.04
藍葉	0.04	0.32	0.03	0.55	0.17	0.12		2.0
製茶		0.26	0.16	1.0				
楮皮			3.2	1.4				
甘蔗	0.24	0.45			1.3	0.19		
葉烟草	0.01	0.44	0.20	5.0	0.00			0.09
菜種	4.2	2.7	0.27	0.86	0.02	2.7	1.6	4.1
藺						3.8	0.00	0.21
小計	12.0	9.5	4.0	11.0	10.3	22.8	26.5	13.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(134,080.85)	(196,766.51)	(109,802.78)	(160,557.36)	(425,730.39)	(297,268.76)	(307,874.41)	(238,334.42)

註 1) 「全国農産表」(『日本農業発達史第10巻』所収)より作成。

2) 合計の()は価額。

ある。明治10年の農産構成を示す第7表によると、4類型群のなかでは、哲多郡をとると、米と雑穀のウェイトが最もたかいところであり、加工用原料作物はきわめて小さい。このように米と雑穀のウェイトはたかいが、「岡山県農事調査」の「農産物中需要ニ余アル品及不足ノ品」⁽⁹⁾において、「有余 楮煙草牛馬薪炭粟大麻、不足 穀類綿」とあり、穀物も需要をみだすほどではなく、山村地域特有の林野物採取、およびそれと結びつく畜産によつてゐるところである。同じく「岡山県農事調査」の「專業農家及兼業農家ノ生活」によれば「本

郡ノ專業農家ハ二様アリ基一自ラ土地ヲ有スルモノハ稀ニ寛ナリ其ニ小作ヲ當ムモノハ生活困難ナリ兼業農家ハ多ク小作ヲ當ムモノニシテ其耕地充分ナラズ而シテ其兼業中商工業ハ甚タ稀レニシテ多クハ炭焼又ハ馬士等ニシテ幾分ノ収入ヲ増スニ似タリト虽モ敢テ其生活安穩ナリト認メ難シ固ヨリ家資余裕アルモノハ稀レナリトス」とあり、また「余業ノ種類 炭焼薪炭材伐採又ハ其運搬織馬士船人荷車運製紙藁細工鉄穴師」にみられるように、その余業も山林野、伯耆街道・高梁川舟運と結びついたものとなっている。また商品生産展開の指標ともいえる肥料についても、「本郡全体ニ用フル所ノ肥料ハ紫草堆肥牛馬踏肥人糞尿ノ數種ニシテ其紫草ノ如キハ何レモ自家近辺ノ山林等ニ入り之ヲ採取シテ堆積シ又ハ自家厩舎ノ飼牛ニ蹂躪セシム其ノ糞尿モ之ヲ近隣ニ要メ得ルヲ以テ総テ其元料頗ル充分ナルヲ以テ田畑ニ供給甚タ便ナリ」とあるように、自給肥料によっている。前節でみた土地移動のたかさは、自然経済の状況を最も濃厚に残す農業生産と山稼・交通稼によって営まれてきた農家生活がこの時期に激しく破壊されていることを示すものといえよう。「岡山県農事調査」における「郡内ノ欠点トスルモノ」において、「一貧民ノ多キ事 現ニ官ノ援助ヲ受クルモノ十八人アリ此援助金五十九円五十銭三厘ナリ而シテ隣保相助ケ又ハ村内一般ノ援助ヲ受クルモノ等ハ之ニ比例シ其數倍以上ニ及ベリ 一諸税及村費怠納者ノ多キ事 二十一年息納人員八人税金二円八十三銭五厘 一負債ノ多キ事 二十一年貸借金高二十一万五千四百四十三円七十三銭八厘平均一戸ニ付五十八円七十六銭八厘一人平均十円四十八銭三厘 一負債ノ多キ事 二十一年貸借金高二十一万五千四百四十三円七十三銭八厘平均一戸ニ付五十八円七十六銭八厘一人平均十円四十八銭三厘 二十一年質入セシ口數ハ二百九十二円ニシテ此負債金額一万五百五十二円二十一銭五厘ナリ」という哲多郡についての叙述はそれを反映するものであるといえよう。このような農民窮乏の状況のなかで急激な土地移動がみられたのであるが、それは売買ではなく質入書入というかたちをとっている。この哲多郡は当初の明治16年の小作地率は27.5%であって全県より10%以上も低く、19年にいたるも36.3%にと増大してはいるものなお全県平均よりも約10%低いというように、小作地率は低く、その伸び率も全県平均なみにとどまった。このようにこの時期を通じて地主制の展開はよわい。もちろんこの時期にも真島郡に接した大庭郡川上村の遠藤家のように50町歩以上地主となったものもあるが、⁽¹⁰⁾地主制の展開は総じて微弱である。売買率の小ささ、土地取引が地所質書入によっていることは、なお土地売買市場の成立していないことを示すもののように思われる。農民の過重な租税負担は土地の売買によってではなく、

質入れによってしか融通し得ないような未展開の状況を思わせるのである。

第3の類型に移ろう。これは第二の類型とは対照的に、質書入率が小さくて売買率が大きいところであって、児島郡を典型とし、都窪郡、賀陽郡等である。備前から備中にかけての地域に集中しているといえる。この典型である児島郡についてみていく。ここは干拓によって形成された地域を多く含むのであり、児島湾の干拓、特に文政期から行なわれた興除新田開拓によって児島郡としての姿をあきらかにしたところである。水田地帯ではあるが干拓地特有の事情があり、第7表にみるように、米のウェイトはなお相対的に小さく、麦と蕎麥（特にさつまいも）のウェイトがたかい。干拓地に表作にさつまいも、裏作に麦という作付状況が推定できる。綿が8.8%を占めているものの綿作の中心地とはなっていない。ここでの土地移動はもっぱら売買によっているが、他方では小作地率は明治14年にすでに45.0%であり、19年にはさらに51.9%となっていてこの間に小作地率の増大があるものの、増加率は小さいところであった。質入書入ではなく売買によって土地移動があり、しかも土地取引はかなりであるにもかかわらずすでに高い率となっている小作地率に伸びがないということは、この土地取引が農民・地主間のものではなく、地主相互間のものであることを推測せしめるのである。この点についてみると、この地方の後年の大地主層は明治初年代にはすでに大土地所有者となっているのであり、(明治元～3年間星島家708反、日笠家403反、満手家846反、明治7～8年にもそれぞれ903反、472反、858反、それに野崎家1784反)⁽¹¹⁾、すでに「不在寄生地主」となっていたのである。あたかもこの時期の野崎家の『売用日記』にはつぎの如き叙述のあることが太田健一氏の著書にみられる。

明治16年10月13日

大口・大橋・萩野徳郎之三氏玉吟へ来ル。主人遠勢楼ニ御臨席右三氏へ御面会、三氏ノ曰ク、萩野徳郎義近来商法上兎角思惟外ツレ、終ニ幕大之損失ナリ、因テ同人所有地興除新田三拾余町之内二拾町余之レラー一反ニ付七拾円ニテ買取呉度ト、主人答テ曰ク、御頼談之件逐一承知セリ……

明治21年6月22日

児島郡大崎村三宅治三郎死去ノ由伝承セリ、抑モ同氏タルヤ近来財政上兎角不如意ノ傾向ヲ呈セリト難トモ、明治維新前封建ノ時代ヲ回顧スレバ、児島郡持○家五人衆ノ其一人ニシテ、普ク名譽ヲ隣郡ニ轟カセリ、……児島郡○持五人衆ト云フモ僅カ二十年ノ星霜満ズシテ、大ニ其変体ヲ醸セリ、浮流ノ世ノ中トハ実ニモ宣ヘナル古語ニコソ、鎌

田弥太郎，荻野長九郎，三宅治三郎ノ三氏ハ死去，三氏共ニ財政困難ノ由，亦岩崎益治氏ハ是レモ近来兎角家事向維持方相立難キト見ヘテ，既ニ四，五年前負債償却ノ策略尽キタルニヤ，或ル夜竊ニ脱走セント，爾後執レノ地方ニ潜匿セラルル哉未タ嘗テ其風説ヲ聞カズ⁽¹²⁾

以上はこの時期における中小地主の土地喪失の例証となるが、太田氏によるとこの時期に野崎家は金融逼迫のために破産していく中小地主の所有地を掌握していったという。⁽¹³⁾この児島郡における土地移動の前節でみた状況は、ここでの土地移動は地主相互間の取引、中小地主の土地喪失と大地主への集中ということが、他の地域にくらべて相対的に大きなウェイトをもっていたものといえるのである。

第4の類型は耕地売買率、質書入率がともに小さく、土地取引が最も不活発なところで、浅口郡を典型とし、小田郡、後月郡にまたがる。備中の西南部の畑作地帯である。典型である浅口郡についてみると、水田率は全県が68.0%であるのに、ここは50.5%で（「岡山県農事調査」による）、水田のウェイトは小さく、また水稻の反収も必ずしもたかくない。しかし第7表にあるように、ここは綿作のウェイトがきわめてたかく、岡山県の最大の綿作地である。太田氏の引用する森田文蔵のルポルタージュにおいて、⁽¹⁴⁾この時期の玉島、笠岡辺の住民の窮乏と土地移動の状況が報じられている。たしかにこの時期に激しい困窮状況がみられ不動産の喪失がみられたであろうことには相違ない。しかし前節の土地取引統計にもとづいての検討の結果は、この浅口郡は土地取引は小さく、相対的には変動の度合いが小さいのである。他方では明治16年には小作地率はすでに59.8%に達して、その後はむしろ低下しているという状況であった。このようなことがらを総合すると、この地域ではこれ以前の時期においてすでに農民分化が大きく進展し、土地の地主的集中がすすみ、地主制の形成がみられたことを推測せしめるのである。そしてこのような農民分化は綿作の動向と深くかかわるものと思われるが、⁽¹⁵⁾この点の検討は岡山県における地主制展開過程におけるひとつの重要な課題であるといえよう。

註

- (1) この点については丹羽邦夫「明治10年代における土地取引の地域的性格」(堀江英一・遠山茂樹編『自由民権期の研究 第4巻明治前期の経済過程』1959年 有斐閣所収)、熊谷開作『日本土地私有制の展開』1976年 ミネルヴァ書房 第1章による。なお福島正夫「財産法」(鶴飼信成等編『日本近代法発達史 第1巻』1958年 頤草書房)を参照。
- (2) 丹羽 前掲(1)論文参照。
- (3) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』1934年 岩波書店 第1篇。など。
- (4) 掲載書等は本註(1)をみよ。
- (5) 丹羽 上掲(1)論文の「三 土地売買 質書入展開の地域性」による。
- (6) 丹羽 上掲(1)論文 154ページ。
- (7) 丹羽 同上(5)と同一箇所。
- (8) 『明治前期産業運動資料 第一集農事調査 第11巻岡山県』 編集大橋博 校注・解説吉岡金市 1979年 日本経済評論社。赤磐郡については同書67～74ページ。
- (9) 以下、哲多郡については上掲(8)と同一書の152～160ページ。
- (10) 難波保夫「岡山県北地主制史研究序説—川上村遠藤家を事例として—」, 岡山県私学協会編『私学紀要』第14号, 1980年4月 76ページの第3表による。同表によると、明治11年11町3反, 13年17町5反, 15年22町7反, 17年29町であった同家は, 19年には51町4反, 21年には52町6反となっていて, 17年～19年間で50町歩地主への転換点であったことになる。
- (11) 太田健一『日本地主制成立過程の研究—近畿型地主経営の分析—』 1981年2月 福武書店 344ページ。
- (12) 同上 345～346ページ。
- (13) 同上 343～345ページ。
- (14) 同上 349～353ページ。
- (15) 『浅口郡誌』は綿作について、「本郡平担部殊に中央以東の主作物は綿作物にして、1反歩より実綿35貫乃至50貫を産し、明治6年頃に於ては米作の5・6倍にも相当する収入あり。……時勢の変遷は綿作不引合となり明治25年頃より其跡を絶ち今日の米作と化するに至れり。」(216ページ, 1972年復刻版 名著出版)とあり、明治初年代なかばが綿作の最盛期であったごとくである。

(1981年11月30日)